

令和7年度

第8回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和7年11月11日

湯沢市農業委員会

第8回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和7年11月11日(火) 午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後1時40分

閉会 午後2時11分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	11番	麻生 良子
2番	佐々木 昇	12番	沓澤 弥
3番	伊藤 秀郎	13番	加藤 エリ子
4番	川崎 秀悦	14番	佐藤 栄子
5番	水戸 義昭	15番	高橋 郁夫
6番	姉崎 与志弘	16番	高橋 忠雄
7番	佐藤 昇	17番	宮原 正明
8番	加藤 艶子	19番	高橋 伸太郎(会長)
9番	由利 幸悦		
10番	瀨川 等		

2) 欠席した委員

18番 高橋 敬悦(会長職務代理者)

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席
(午後1時40分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	新山 栄泰
班長	高山 善樹
主幹	柴田 麻紀

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・報告第8号 第3回農地対策専門委員会の報告について
- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 申請許可状況

3 議 案

- 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第26号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について
- 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第28号 非農地証明願について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後1時40分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、18番 高橋 敬悦 委員 であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、6番 姉崎 与志弘 委員、7番 佐藤 昇 委員 の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告2件、議案4件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">(新山事務局長、挙手)</p> <p>新山事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容について、ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に、報告第8号 第3回農地対策専門委員会の報告をお願いします。</p>

議 長	(5番 水戸 義昭 委員、挙手) 5番 水戸 義昭 委員。
	(第3回農地対策専門委員会報告、朗読説明)
議 長	報告第8号 第3回農地対策専門委員会の報告について、ご質問はありますか。
	(質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページをご覧ください。 1 賃貸借契約合意解約通知は6件で、面積は30,510㎡であります。解約事由は、貸人の都合によるものが3件、第三者へ利用権設定するため2件、耕作者の死亡によるものが1件であります。 次に、2 申請許可状況であります。先月の転用案件は1件で、5条賃貸借権設定 申請番号 第2号 は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、10月27日付けで許可しております。 報告は以上です。
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。
議 長	(4番 川崎 秀悦 委員、挙手) 4番 川崎委員。
4 番	賃貸借契約合意解約通知 整理番号第35号について、解約後は所有者が耕作をするのか。
議 長	暫時休憩します。(午後1時47分)
議 長	再開します。(午後1時52分)
議 長	他にご質問はありませんか。

	(質問なしの声あり)
議長	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に、議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和7年11月11日提出。</p> <p>議案書4ページから9ページをご覧ください。</p> <p>賃貸借権設定は20件で、面積は103,639㎡であります。申請事由は、申請番号第38号から第57号まで、すべて基盤法からの切替のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に、議案書10ページから11ページをご覧ください。</p> <p>所有権移転は4件で、面積は7,875㎡であります。申請事由は、申請番号第37号、第38号、第39号は経営縮小のため、第40号は農業廃止のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第25号「農地法3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第26号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。</p> <p>案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>

高山班長	<p>議案第26号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和7年11月11日提出。</p> <p>議案書13ページから23ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業 促進計画案（転貸人へ）は、使用貸借権の再設定が2件で面積は5,292㎡、賃貸借権の新規設定が18件、再設定が12件で面積は188,031㎡であります。</p> <p>促進計画案（転借人へ）は、使用貸借権の再設定が1件で面積は3,878㎡、賃貸借権の新規設定が12件、再設定が9件で面積は189,445㎡あります。賃料については総会資料記載のとおりであります。</p> <p>議案書24ページをご覧ください。</p> <p>農地売買等事業は1件で、面積は3,472㎡であります。申請事由は整理番号 第10号は農地売買等支援事業による認定農業者等への公社売渡しであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>県の公告は令和7年12月26日となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
議 長	暫時休憩します。（午後1時58分）
議 長	再開します。（午後2時00分）
議 長	<p>何かご質問はありませんか。</p> <p>（質問なしの声あり）</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第26号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、原案のとおり農地中間管理機構に対し要請することに決定します。</p> <p>次に、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>（高山班長、挙手）</p>
議 長	高山班長。

議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和7年11月11日提出。

5条 使用貸借権設定 申請番号第1号について説明させていただきます。議案書26ページ、議案付属資料25ページから31ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■■■■■、地目は田、面積は■■■㎡であります。

申請内容は、申請人（借人）は建設業■■■■■を営んでおりますが、受注の増加等により申請地の西側近傍にある加工場・倉庫が手狭となり■■■工事の加工材置場等の確保が困難な状態となっていることから、新たに資材置場等を整備するための転用であります。

申請地は、市立湯沢北中学校から■■■■■km、J R下湯沢駅から■■■■■kmに位置し、東側、南側及び北側は水路、西側は田に隣接しており、農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しました。

事業計画は、高さ■■■m、土量■■■m³の盛土造成工事を行い、資材置場及び駐車場等■■■m²を整備するものです。

事業費は、造成・整地経費■■■■■円、設計費■■■■■円、測量・登記経費■■■■■円、搬入費等諸経費■■■■■円、計■■■■■円で、資金計画は、全額自己資金となっており、残高証明書により確認しております。

被害防除計画は、東側、西側、南側及び北側にL型擁壁を設置し、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理する計画です。

許可判断として、申請地は第1種農地であります。申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号の不許可の例外に該当するものと考えられるため、やむを得ないものと判断しました。

次に、5条所有権移転 申請番号第6号について説明させていただきます。議案書27ページ、議案付属資料32ページから43ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■■■■■、地目は畑、面積は■■■㎡であります。

申請内容は、現在、夫婦で妻の実家に同居しておりますが、将来的に子育てなどを考えると手狭であることから、現住居に隣接している申請地を取得して、住宅を新築するための転用であります。

申請地は、市立湯沢北中学校から■■■■■km、湯沢市役所から■■■■■kmに位置し、東側は畑、西側は宅地、南側及び北側は道路に隣

接しており、農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地であると判断しました。

事業計画は、高さ■■■m、土量■■■m³の造成工事を行い、住宅■■■m²、カーポート■■■m²、雪寄せ場等■■■m²を整備するものです。

事業費は、用地取得費■■■■円、造成・整地経費■■■■円、建物建設経費■■■■円、設計費■■■■円、測量・登記経費■■■■円、搬入費等諸経費■■■■円、計■■■■円で、資金計画は全額借入資金となっており、金融機関の融資証明書により確認しております。

被害防除計画は、東側、西側及び南側に緩衝地を設け、周辺に影響が無いよう配慮するものです。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水は自然流下により処理する計画です。

許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 ここで、現地確認結果について、13番 加藤 エリ子 委員から報告願います。

議 長 (13番 加藤 エリ子 委員、挙手)
13番 加藤 エリ子 委員。

13 番 議案第27号の現地確認について報告いたします。
10月28日、14番 佐藤 栄子 委員と私の2名、事務局1名とで現地確認をまいりました。
先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。
報告は以上です。

議 長 説明及び報告が終わりました。議案第27号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議 長 質問なしの声がありますので、議案第27号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。


(全員挙手)


議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第27号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第28号「非農地証明願いについて」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長</p>
高山班長	<p>議案第28号「非農地証明願いについて」、農地法第4条及び同法第5条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第2条の規定による農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決定を要す。令和7年11月11日提出。</p> <p>議案書29ページ、議案付属資料は44ページから46ページをご覧ください。</p> <p>申請番号第1号につきまして、申請地は、湯沢市■■■■■■■■■■、地目は樹園地、面積は■■■■ m²で、J R下湯沢駅の■■■■■■■■ kmに位置しており、土地の状況は、20年以上前から耕作されておらず山林の状態となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、13番 加藤 エリ子 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(13番 加藤 エリ子 委員、挙手)</p> <p>13番 加藤 エリ子 委員。</p>
13 番	<p>議案第28号の現地確認について報告いたします。</p> <p>10月28日、14番 佐藤 栄子 委員と私の2名、事務局1名とで現地確認をまいりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたとおり、申請番号第1号の申請地は山林の状態となっていることから、農地としての利用は不可能と判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第28号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第28号について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第28号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり証明書を交付することに決定いたします。</p> <p>これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後2時11分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和7年11月11日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 6番 堀崎 志乃 

署名委員 7番 佐藤 昇 